

導入促進基本計画

和歌山県岩出市

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岩出市は、和歌山県の北部に位置し、和歌山市の中心部から約 15km、大阪市中心部から約 50km、関西国際空港から約 30km の距離にあり、北は大阪府泉南市及び阪南市、東と南は紀の川市、西は和歌山市に接している。和歌山市や泉南地域、大阪都市圏への交通アクセスに恵まれており、大阪方面から、また、海外から関西国際空港を経て和歌山を訪れる場合の玄関都市となっている。

市域は、東西に約 5.7km、南北に約 8.8km、面積は 38.5km² で、東端は東経 135 度 20 分、西端は東経 135 度 17 分、南端は北緯 34 度 14 分、北端は北緯 34 度 20 分に位置している。

昭和 31 年に岩出町、山崎村、根来村、上岩出村及び小倉村の一部（船戸、山崎）が合併し、新制「岩出町」となった。その後、既成集落周辺での宅地開発やニュータウン開発などが進み、人口は増加の一途をたどり、平成 18 年 4 月には、単独での市制を施行し、「岩出市」として、新たに歩みだすこととなる。

下表（表 1）は、最近 10 年間の人口動態を示したものである。総人口は増加傾向にあったが、人口動態については高齢化率が徐々に増加し、それに応じて生産年齢人口比率は減少傾向にある。

また、本市における事業所数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が 394 事業所（24.7%）と最も多く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」が 198 事業所（12.4%）、「医療、福祉」が 197 事業所（12.4%）、「生活関連サービス業、娯楽業」が 192 事業所（12.0%）と続き、この 4 産業で全体の約 6 割を占めている。

続いて、従業者数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が 3,613 人（25.0%）と最も多く、次いで、「医療、福祉」が 2,754 人（19.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」が 1,860 人（12.9%）、「製造業」が 1,635 人（11.3%）と続き、この 4 産業で全体の約 7 割を占めている。

表1 人口動態

(単位：人、%、戸)

年度	人口					世帯数
	総人口	生産年齢人口 (15歳～64歳)	生産年齢人口比 率 [%]	高齢者 (65歳～)	高齢化率 [%]	
25年度	53,537	34,982	65.3	9,998	18.7	21,518
26年度	53,687	34,703	64.6	10,613	19.8	21,805
27年度	53,694	34,450	64.2	11,132	20.7	22,077
28年度	53,944	34,394	63.8	11,533	21.4	22,407
29年度	53,827	34,151	63.4	11,890	22.1	22,697
30年度	53,846	34,043	63.2	12,196	22.6	23,024
元年度	53,862	33,934	63.0	12,477	23.2	23,322
2年度	53,994	33,887	62.8	12,763	23.6	23,692
3年度	54,105	33,843	62.5	13,024	24.1	24,031
4年度	54,116	33,781	62.4	13,190	24.4	24,371
5年度	53,896	33,518	62.2	13,437	24.9	24,612

資料：指定区別年齢別男女別人口調べ（3月31日現在）

（2）目標

近年の広域交通網の整備に伴い、徐々にではあるが工場等の進出が進んでおり、商業・サービス業を中心に徐々に増加傾向にある一方で、高齢化が進み、生産年齢人口が減少傾向にあるため、中小企業の労働生産性も伸び悩んでいる。今後、さらに少子高齢化が進むことによる人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。

これを実現するための目標として、本計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

岩出市の産業は、卸売業・小売業、サービス業、製造業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が岩出市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用拡大等

の観点から、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第2項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

市では、産業振興地域等を特別に定めておらず、市内全域において中小企業者が事業を行っているため、本計画の対象地域は岩出市内全域とする。

（2）対象業種・事業

岩出市の産業は、卸売業・小売業、サービス業、製造業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が岩出市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（1）人員削減を目的とした取り組みは、計画対象外とする。

（2）健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては計画外とする。